

特定公共賃貸住宅申込要領

1 申込みの資格

次の要件を全て備えている方に限ります。

- (1)市町村税を滞納していない方。
- (2)所得が市長の定める基準に該当する方
- (3)同居親族等があること。

※同居親族等とは特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「法」という。)第3条第4号イに規定する親族又は児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。)若しくは法第3条第4号イに規定する親族に準ずる者として市長が定めるもの(入居者と現に同居し、又は同居しようとするものに限る。)をいう。

- (4)申込者及び同居親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5)連帯保証人を立てられること。

※連帯保証人の要件

ア 国内に住所を有する者であること。

イ 独立の生計を営む者であること。

ウ 賃貸借契約締結時の月額家賃に12を乗じて得た額を根保証極度額(以下「極度額」という。)とし、その極度額を限度に当該入居決定者の家賃その他の当該特定公共賃貸住宅に係る一切の債務を保証することを承諾できる者であること。

エ 公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅に入居していない者であること。

オ 収入を有し、市町村税の滞納がない者であること。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

★注:入居者及び連帯保証人が外国籍の方については、中長期以上(特別永住者含む)の在留資格があり、賃貸借契約の内容が理解できる方に限ります。

2 申込書類

(1)特定公共賃貸住宅入居申込書及び同意書

※収入の有無に関係なく入居者全員のマイナンバーを記載してください。

※17歳以上(または、高校2年生以上)の名義人を含む世帯員の方は、裏面の同意書に自署で記入してください。

(2)課税証明書(非課税証明書)(前年の所得を証明する書類)(連帯保証人)

※申込世帯員を含む年の途中で就職・転職している方は、給与見込証明書・退職証明書の提出が必要です。

※申込世帯員を含む年の途中で退職しており、その後再就職をしていない方は、退職証明書の提出が必要です。

※申込世帯員を含む退職の予定が確定している方は、退職予定証明書の提出が必要です。

(3)完納証明書(過去から現在まで税金の滞納がないという証明書)(所得のある世帯員及び連帯保証人)

※富士吉田市役所の税務課証明窓口で発行しています。

他市町村については、準ずる証明書。(ない場合は納税証明書でも可)

(4)婚約している方は、婚約承諾書

(5)入居収入基準が緩和されることとなる場合にはそれを証する書類

・障害を持っている方は、障害者手帳又は療育手帳の写し

・法律婚によらないで母又は父となった者で現に法律婚をしてないもの(非婚の母(父))については戸籍謄本又は改正原戸籍

(6) その他市長が必要と認める書類

- ・外国籍の方は、在留カード又は特別永住者証明書の写し(該当する入居者及び連帯保証人)
RESIDENCE CARD or SPECIAL PERMANENT RESIDENT CERTIFICATE
- ・持ち家がある場合、取壊し又は売却を証明できる契約書等(賃貸借契約書は不可)
- ・事実上婚姻関係と同様の事情にある方で内縁者は、住民票(世帯全員)[続柄欄に夫(未届)又は妻(未届)と記載があること]
- ・事実上婚姻関係と同様の事情にある方でパートナーシップ宣誓者は、山梨県パートナーシップ宣誓書受領証又は山梨県パートナーシップ宣誓制度と同様の制度を有する自治体からのパートナーシップに係る証明書の写し(すでに同居されている方は住民票(世帯全員)[続柄欄に縁故者と記載があること]及びパートナーシップに係る証明書等の写し)
- ・里親制度における里親は、里親委託(措置)決定通知書の写し及び誓約書(里子関係)

※申込書提出時に名義人となる方の次の書類が必要となります。

・個人番号確認書類 次のうちいずれか

個人番号カード・マイナンバー記載の住民票又は記載事項証明・通知カード[住民票記載事項と一致している限り有効]

・本人確認書類

(1) 次の書類から1点

運転免許証・住基カード・個人番号カード・パスポート・在留カード・障害者手帳

(2) (1)が困難の場合次の書類から2点

健康保険の確認書・年金手帳・児童扶養手当証書 等

3 特定公共賃貸住宅入居資格所得基準

所得基準額 158,000円 ~ 487,000円 (1ヶ月)

※申込者に2人以上所得がある場合には、所得を合算して計算します。また、各種控除には給与所得等控除、扶養控除、老人扶養控除、特定扶養控除、障害者控除(普通・特別)、寡婦控除又はひとり親控除があります。

○ 給与所得者の入居資格所得計算

給与所得控除後の金額の合計 - (各種控除)

12ヶ月

○ 自営業者の入居資格所得計算

確定申告した年間所得額 - (各種控除)

12ヶ月

《参考》入居者資格の収入基準額

世帯人数	収入基準額(年収)
2人世帯	3,512,000円 ~ 8,248,888円
3人世帯	3,996,000円 ~ 8,671,111円
4人世帯	4,472,000円 ~ 9,093,333円
5人世帯	4,948,000円 ~ 9,515,555円
6人世帯	5,424,000円 ~ 9,937,777円